令和６年第14回沖縄県教育委員会（定例会）議事録

１　開会及び閉会に関する事項

令和６年11月21日　午後３時開会

午後４時30分閉会

２　出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長　半嶺　満	委　員　小濱　守安	委　員　比嘉　佳代
委　員　大城　進	委　員　宮城　光秀	委　員　辻上　弘子

(2) 欠席委員

なし

３　説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	田代　寛幸	教育指導統括監	崎間　恒哉
参事	諸見　友重	参事	宮城　肇
総務課長	平田　直樹	総務課財務班長	向里　総子
学校人事課長	池原　勝利	学校人事課小中学校人事管理監	城間　優
働き方改革推進課長	上江洲　寿	県立学校教育課長	屋良　淳
義務教育課長	新城　高広	生涯学習振興課長	米須　薫子
文化財課長	瑞慶覧　勝利	文化財課文化財班長	神里　武弥

４　議事関係

(1)　開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

(2)　非公開の決定及び議事日程の決定

議案第１号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第７項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3)　令和６年第13回議事録の承認

全会一致で、令和６年第13回議事録を承認した。

(4)　議事録署名人の指名

半嶺教育長が宮城委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項１　令和６年第３回沖縄県議会（９月定例会）における質問等概要報告について

【説明（総務課長）】

令和６年第３回沖縄県議会（９月定例会）における質問等概要報告について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○小濱委員：外来診療に来られた小学校３年生の子に「今日はこれから宿題をやるの」と尋ねたら、その子が「宿題ないよ、担任がいない」と答えたということがあり、担任が短期で変わり宿題が出されていないのではないかと思われました。教員の未配置について、補充の努力はしていると思いますが、子ども達にとって不都合な面が出てきていると考えられます。毎年４月頃までには人数は足りているが、６月頃には足りないという話があり、今回は９月の時点で 50 人ほどの未配置があると聞いています。毎年、繰り返される状況へ、県として解決策を考えていらっしゃるのか、お伺いしたいです。

○学校人事課長：教員の未配置は子どもの生活環境や現場の職員の負担にもなるため、早急に対応する必要があると考えています。しかし臨任職員の応募状況が厳しい状況で補充が追いつかない状況があり、９月は 52 名の欠員で、21 名の担任が未配置です。対応として、教員選考試験の受験年齢の上限を 59 歳まで緩和し、令和６年度からは、他都道府県正規任用教諭経験者、沖縄県正規任用教諭経験者と対象とした結ＵＩ特別選考等を実施しております。また、令和５年度にはペーパーティーチャーセミナー等を行っており、今年度は県外にも重点を置き、県外セミナーや、県内出身者が多い県外大学へのリクルート活動を行っております。

○小濱委員：毎回同じようなお返事をいただいていますが、教員が未配置になる要因として、教員の過重負担があると思っています。県外に行ってリクルートするなど手を尽くしていることはよく分かりますが、現場の教師のみなさんの負担が減らないと、二の足を踏むと思います。県内に教員候補の学生も沢山いらっしゃるわけですから、その人たちに働きたいと思わせるような環境を作るようにしていただきたいと思います。

メンタルヘルスについて、不調の原因として、仕事の量、仕事の質、人間関係などが考えられ、対策として、相談窓口の充実や復職支援等を挙げていますが、現場の環境が改善されていないと、復職しても十分に力を発揮できないと思います。この根本の問題解決のために、教員の数を増員することを考えていかないといけないと思います。代替要員の確保のために使っている人件費を正規職員の確保の方向へ持っていった方がよいと思います。今年度から採用の人数も増やしましたが、先生達の負担はまだまだ過重だと思っております。メンタルヘルスについて考えていただいて、起こってしまったことに対してのカウンセリングではなくて、事前に防ぐためには、マンパワーが必要だと思っております。

○学校人事課長：教員の確保というのは必要だと考えておりまして、まず小中学校については、350 名から 430 名に増やすような採用計画を立てております。また、学校現場の教員の数というのは標準法等で決められていますが、国の加配定数を活用して、例えば学校現場では生

徒指導や教育相談の教員等を配置する等の対応をしています。小学校においては、学級担任は大部分の授業を担っているという実情があり、持ちコマ数の軽減を図る必要があるということで、専科教員を積極的に配置しているところです。数でいうと平成 30 年度 26 名から、令和６年度 97 名と少しずつ配置を増やしているところです。抜本的な教職員の定数改善については、引き続き全国都道府県教育委員会連合会等を通して要望しながら、教職員が働きやすい環境を整えられるよう進めていきたいと考えています。

〇小濱委員：学校の先生は、子ども達にとって、大人としての大きなモデルであり、理想の大人であるべきだと思います。その先生達が、くたびれている状態が続くことは、子ども達にとっても良いことではないと思いますので、人員の確保や増員等をお願いしたいと思います。

〇比嘉委員：教員の未配置と関連してお聞きします。私の周りで、学級担任がメンタル関係の休職をしたので、別の先生が元より持っている役割分担に加えて学校担任も担うことになり過重労働によって、この先生もメンタル関係の休職をしたことを聞きました。一人担任だと負担が大きく、カバーに入る先生も別の役職を持っているケースが多いと思いますが、それに関して、チーム担任制が有効であり、チーム担任制によって責任が分担されること、チームに別の先生が入るとき、副担任的な役割でカバーできるという話を聞いたことがありますが、県としてチーム担任制の導入についてどのような考えを持っているでしょうか。

〇義務教育課長：チーム担任制は、学級担任を固定せず学級における児童生徒の指導等の業務を複数の教員がローテーションで担当するなどして学級経営を行う方法を指しますが、文部科学省の資料においては、全国の学校における働き方改革事例集の中の１つとして、紹介されています。メリットについては、生徒や保護者にチームで関わる雰囲気が醸成されること、生徒指導等において児童生徒一人ひとりの状況把握、情報聞き取りに効果的であること、ベテラン教員と若手教員の組み合わせで若手教員の成長に繋がる等があります。デメリットとしては、チームとして打合せを行う時間の確保や、責任の所在が曖昧になる可能性があること、保護者がどの先生に相談すればいいか分かりづらいこと等があります。県としては、チーム担任制のメリット、デメリットを含めて周知し、各市町村教育委員会、学校として慎重に判断するよう伝えることが必要と思います。

〇比嘉委員：先日訪問したゆたか小学校で、チーム担任制を取り入れている話を聞きました。都道府県によってカラーは違うと思うので、沖縄県で取り組んでいる所を参考にしながら、未配置のカバーのため導入を検討してくだされればと思います。次に、教職員の復職支援プログラムについて、一般企業の復職時は支援計画を立て、企業主、カウンセラー、本人、その家族等と何度かミーティングをしながら徐々に復職を進めるという長期間を通して行うプログラムがあるのですが、教職員の復職に際しては、比較して支援が不足していると感じます。復職支援プログラムの内容についてお聞きします。

〇学校人事課長：復職支援プログラムについて、病気休職又は病気休暇中の職員が、ある一定程度の休職の原因が緩和され業務に意欲を示した際に本人の希望に基づいて実施していま

す。期間については、１ヶ月から２ヶ月程度であり、初めは学校の雰囲気に慣れる等の段階から業務の負担を調整し、最終的に通常勤務に進めるプログラムです。

〇比嘉委員：一般企業でも復職に関して、３ヶ月から半年ぐらいの期間を取るため、２か月だと不足すると思います。復職後に再び体調を崩して病休される先生もいると聞きましたので、一般企業のやり方も参考にすることを御検討いただきたいです。

〇学校人事課長：参考にしながら、改善していきたいと思います。

〇大城委員：番号37、小・中学校の不登校児童生徒数の推移と対応について、答弁書、議会資料64ページ中の令和４年度当該児童生徒数5,762人、校内自立支援室事業、スクールカウンセラー等活用の関連で３点ほどお聞きします。まず、学びの保障に向けた不登校対策、ＣＯＣＯＬＯプランにおいて校内自立支援室事業をはじめとする個々のニーズに応じた場所づくりと、不登校により学びにアクセスできない子ども達をゼロにすることを目指す取組が本県においても進められていることを聞いています。文科省問題行動等調査によると、全国不登校児童生徒の61.8パーセント、約18万５千人が学校内外の機関等で専門的な相談指導等を受けているとされております。本報告関連で本県当該児童生徒5,762人の学校内外専門家とのつながりの状況については、どうなっていますか。そして、その中で特にスクールカウンセラーからの支援状況の割合については、どうなっていますか。よろしくお願いします。

〇義務教育課長：まず、校内自立支援室事業について、県の独自調査によると、学校内外の機関等で専門的な相談指導を受けた不登校の児童生徒の割合は、小学校で99.2パーセント、中学校で97.8パーセントです。次に、令和５年度の不登校に限らない全ての相談活動のスクールカウンセラーの相談実人数に関しては、２万385人。そして、相談延べ件数は、６万1，862件です。この数字に関しては、小中高、特別支援の児童生徒、保護者等も含んだ数値となっております。

〇大城委員：専門家のうち、特にスクールカウンセラーの存在が重要である観点から、週に１回など限られた時間の中でのスクールカウンセラー活用の工夫による、成果、課題、展望についてお聞かせ願いたい。

〇義務教育課長：スクールカウンセラーの職務については、児童生徒、職員、保護者等への相談支援に加えて、校内の会議等への出席、教職員や児童生徒に対する講話、ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対策等があります。県教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーの配置人数、配置時間の拡充に向けて、引き続き全国都道府県教育委員会連合会等を通して国へ支援の拡充等を要望したいと考えております。

〇大城委員：分かりました。不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか正しく見極め、アセスを行い適切な機関による支援等個々のニーズに応じた学びの受け皿を児童生徒に提供することが重要であります。その視点から、各学校におけ

るスクールカウンセラーの知見、並びに校内自立支援室の積極的な活用、工夫の取組を強く推奨します。よろしくお願いします。

〇宮城委員：37 番のスクールカウンセラーに関して、小・中学校の不登校児童生徒数の推移について、10 月 31 日の県の発表によると、令和５年度は前年度より 1,251 人増えて 7,013 人の不登校児童生徒がいたとあります。対策としての校内自立支援室事業による不登校児童生徒等への支援、その内容とスクールカウンセラーの配置状況についてお聞きしたいと思います。

〇義務教育課長：校内自立支援室事業について、令和４年度は 12 市町村 36 校、令和５年度は 12 市町村 43 校、今年度は 17 市町村 58 校で実施しております。支援の内容は、児童生徒への学習支援、ＩＣＴを使ったネット学習支援、登校支援、登校復帰に向けた相談支援等があります。スクールカウンセラーの配置状況について、令和４年度が 128 人、令和５年度が 132 人、そして今年度が 137 人です。

〇宮城委員：全ての学校に配置されているということでしょうか。

〇義務教育課長：はい、全ての学校に配置されております。

〇宮城委員：分かりました。不登校児童生徒は増加傾向にあり、支援がどの学校でも重要になってくると思いますので、引き続き支援の充実をお願いしたいと思います。

続いて、54 番で専門高校３校へコーディネーターを配置して、地域の産業界等との連携・協働体制の構築を推進していると聞いています。これまでの成果と今後の展望についてお聞かせください。

〇県立学校教育課長：指定した３校については、令和４年度から研究指定ということでコーディネーターを配置しており、令和６年度で３年目になります。成果としては、10 月末時点で就職内定率は向上しております。今後は学校と地域産業を連携させるコーディネーターに関して、他の学校にも情報提供して校数は今の３校から拡充する方向で進めます。

〇宮城委員：地域の企業について、学校も地域の保護者、学生もあまり知らないことが課題だと思います。地域にある会社と学校をつなぐことが非常に有効だと思いますので、コーディネーターの配置数を増やし、地域とのつながりを益々発展させていっていただきたいと願っております。

次に１番の働き方改革の状況についてお聞きします。先日の新聞報道で、全国学力学習状況調査後における自校採点入力業務の見直しや、県教委の提出物等軽減などを行うとありましたが、具体的な内容をお聞かせください。

〇働き方改革推進課長：学校の働き方改革とは、根本的には子ども達のより良い教育を目指し、学校教育の最重要資源である教職員が心身共に健康で働きやすさと働き甲斐を実感できる

環境の整備を図っていくものですが、具体的な取組の実現について、今年の３月に策定・公表した取組目標「私たちのピース・リスト2023」に示しております。なお、その中にも全国学力・学習状況調査の見直しや、調査物の削減等が含まれております。そのリストは50項目の具体的な取組目標からなっており、３つの柱で整理されております。１つ目の柱が、人材の確保。２つ目の柱が、教育ＤＸの推進。３つ目の柱が、業務の役割分担の適正化という柱になっており、具体的には教員業務支援員の適正配置、小学校における専科指導担当教師等の配置拡充、各学校における教育ＤＸ・校務ＤＸの推進、そして今年度からスタートしている県立学校入試におけるＩＣＴを活用したシステムの構築、部活動の地域移行、地域行事へ教職員の動員の見直し等、多数あります。この50項目の取組をそれぞれ、短期、中期、長期に目標を設定して、今年度から進捗状況を評価しながら50項目については実現を図っていくこととしております。

〇宮城委員：着実に推進していってくださるようお願いいたします。

〇辻上委員：１番に関して学校現場の働き方改革の状況について、「私たちのピース・リスト2023」として、大変実践的な50にもわたる取組目標を掲げられている中で、具体的な取組の一例として、通知表に関して地域の実情と併せてお聞かせ願いたいと思います。

〇働き方改革推進課長：通知表の見直しについて、各学校の様式作成は、学校ごとで見直すことが可能となっており、県内でも各学校の実情に応じながら見直しを進めているところです。具体的な見直しの例としては、学期ごとに記載していた文章での評価、所見欄を年度末だけにする代わりに年度途中で三者面談等を利用しながら生徒や保護者と情報共有を図るという方法や、新聞報道にもあったとおり、うるま市立赤道小学校では、学期ベースの通知表は廃止、学習単元をベースとした個票を導入し、三者面談、児童生徒の自己評価と組み合わせて、教員の負担軽減と児童個々の学力向上及び課題解決に取り組んでいると聞いております。なお、参考までに、本課が県内公立学校を対象として、この夏７月から８月にかけて実施した働き方改革に関する任意のアンケート調査で回答いただいた県内小中学校267校のうち、全体の80.5パーセント、215校で令和５年度から６年度にかけて「通知表の見直しに取り組んだ」と回答しています。

〇辻上委員：非常に素晴らしいと思います。働き方改革の様々な取組が勢いよく、良い方向に向かっていると、現場等から聞いております。通知表の役割は学校と保護者、児童生徒を繋ぐものであり、保護者が子どもの学校での様子を知る楽しみである所見欄等が年度末のみになる代わりに三者面談等を組み合わせることで、先生や保護者等のどちらにも充実するように考えられています。教職員の現場の先生方の意識を変えるにあたって、ピース・リストの取組目標については、更なる工夫をしながら達成してほしいと思います。また、模範的な取組等があれば、これまでと同様に継続して各学校等々に、周知していけるようにお願いしたいと思います。

報告事項２　教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「令和６年度沖縄県

一般会計補正予算（第４号)」に対する意見）について
【説明（総務課長)】
教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第４号)」に対する意見）について資料に基づき、報告を行った。
【質疑等】
○大城委員：２点ほど確認させてください。１点目に繰越明許費補正事業に関する２番、３番について、両事業繰越額の関係はどうなっていますか。２点目に、今回の経費繰り越しで工事の進行への影響はどうなっていますか。

○総務課長：１点目について、上が公共投資交付金に基づく補助事業分であり、下が付随する公共投資交付金の県単独事業分です。２番目と３番目については一体となって事業を進めているところであります。２点目、この工事に伴う学校への影響については、学校と調整しながら授業等に影響がないように進めているところであります。

○大城委員：分かりました。所管課と該当学校現場との丁寧な調整、情報共有をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

報告事項３　教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）について
【説明（学校人事課長)】
教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）について資料に基づき、報告を行った。
【質疑等】
○大城委員：２点ほどご教示ください。１点目、今回の条例一部改正の趣旨は何ですか。２点目、学校現場への周知はどう考えていますか。

○学校人事課長：１点目、地方公務員においては、職業安定性の観点から雇用保険が一般的に適用されません。ただし、退職手当額が雇用保険法における手当額を下回る場合には、差額分の退職手当を支払うことが出来る制度になっています。今回の改正につきましては、雇用保険法の改正及び国家公務員との均衡を図るために行います。２点目、条例可決後速やかに各学校等へ通知し、ホームページにも掲載し周知を図りたいと考えているところです。

報告事項４　令和６年度実施公立学校管理職候補者選考試験の実施結果について
【説明（学校人事課長)】
令和６年度実施公立学校管理職候補者選考試験の実施結果について資料に基づき、報告を行った。
【質疑等】
○大城委員：今回の選考試験の実施結果について、特別支援学校を除く全ての校種の校長と教頭受験者数が僅かではあるが減少傾向の様子が伺えます。一方で高校を除く全ての校種の校長と教頭の受験倍率が対前年度比で高くなっています。これらを踏まえますと、令和６年度

も本県の学校管理職としてふさわしい資質を備えた人物が選考されたのではないかと思っています。合格者のみなさんには管理職として強いリーダーシップを発揮されて、本県の重点課題とする学びの変革、教員の働き方改革の加速化等に積極的に取り組まれることを期待しています。また、その視点から教育庁内各課におかれては、従前より校長に求められる基本的な役割に加えて、令和４年度８月改定、教特法に示された新たな役割も含めた管理職研修の一層の充実をお願いします。管理職選考事務等ご苦労様でした。

○小濱委員：毎回、見ていますが、女性の校長の割合が少しずつ増えてきている印象はありますが、例えば小学校だと、半分以上を女性職員が占めている割には、管理職に上がってくる方が少ないと思います。ゆっくりではありますが、増えているのはいいことだと思います。また、全国と比べると沖縄はいい方ですし、もっと女性管理職が増えるように取り組んでいただきたいと思います。これからもよろしくお願いします。

報告事項５　令和５年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果等について

【説明（義務教育課長、県立学校教育課長）】

令和５年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果等について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○小濱委員：暴力行為について、「対教師」、「生徒間」、「対人」とあります。生徒間は喧嘩のようなものかと思いますが、教師に対する暴力行為はどのようなものがあるのか、また、対人とは、どういう人に対しての暴力行為を指すか教えてください。

○義務教育課長：「対教師」は、例えば表の中で増加率の高い小学校について、子ども達の喧嘩やトラブルを教師が止めに入った際に教師に被害が起きてしまった等を含んでいます。「生徒間」は、学校の中において、生徒同士の暴力行為を指し、「対人」は、校外における他校や地域の方とのトラブル等も含めています。

○小濱委員：発生件数について、比較すると、沖縄県が常に全国の倍程度あり、沖縄県が特筆して多い印象がありますが、どのように考えていますか。

○義務教育課長: 1,000 人当たりの暴力行為の発生件数について､全国と比較して多いことは、課題だと思います。考えられる要因として３点ほどあり、１点目、いじめの認知件数が増加し、いじめに伴う暴力行為が計上されること、２点目、児童生徒に対する先生方の見取り、そういった部分も数値化によって把握できた部分があります。３点目、器物破損での件数もかなり伸びていますが、発達障害の子ども達が感情をコントロールできず、物に当たること等が挙げられ、1,000 人当たりの暴力行為の件数が増加していると思われます。

○小濱委員：発達障害の暴力行為については、全国どこでも同じ状況だと思いますが、沖縄が特段、発達障害が多いと考えていらっしゃるのでしょうか。そういうことはないですよね。

○義務教育課長：数値の把握はしておりませんが、はい。件数増加の要因としてそのようなケースがあるということで、本県が特に発達障害が多いと考えているわけではありません。

○小濱委員：いじめの件数は、軽いものから発見し重度のものを防止することが、とても大事なことだと僕は思っています。令和２年から見ていますが、ずっと全国より数値が高い理由をもっと掘り下げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○半嶺教育長：全国と比較した数値の高さについて、はっきりとした理由は掴めていないということでよろしいわけですね。

○義務教育課長：そうです。

○大城委員：17 ページ（４）、いじめ防止対策推進法に規定する「重大事態」の発生件数関連でご教示願います。いじめの重大事態の全国発生件数は 1,306 件、本県は 22 件で昨年 31 件より９件減少したが、依然厳しい状況にあると認識しています。そして、重大事態のうち 490 件 37.5 パーセントは重大事態として把握する以前には、いじめとして認知されていなかったという課題が指摘されています。文科省担当者は、重大事態が発生した時に学校として何をするべきか、所属する教職員の先生方は、自身の役割を認識できていますかなど、平時の備えの重要性を説き、初動対応の誤りが最悪の結果を招くことにつながることを指摘しています。県教育庁として、市町村立小学校への支援をどのように行っているかご教示お願いします。

○義務教育課長：県教育委員会としては、各市町村教育委員会、各学校に対して、いじめ基本方針の策定に伴う資料等の提供をしており、例えば、沖縄県いじめ対応マニュアルや人権ガイドブックを周知し、学校及び市町村の支援を行っております。

○大城委員：分かりました。学校には児童生徒一人一人の命と将来の基盤づくりが託されており、本重大事態で苦しんでいる子ども達をいじめから救い出し、徹底的に守り通すことが求められます。今年８月、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが改定されたこともあり、各学校のいじめ防止基本方針や、学校いじめ対策組織について検証・見直しの検討と共有が大事かと思いますので、各教育委員会の自律性を尊重しつつ出来る限りの支援をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○比嘉委員：今後の対策として、スクールカウンセラーの時間数の拡充や、スクールソーシャルワーカーの増員など、人を増やすとありますが、この人手不足の世の中で難しいと実感しております。先日、京都の不登校支援について教育委員として視察をしてきましたが、京都は不登校支援の歴史が古く、色々な名称と色々な補助金を使った学生のボランティアの取組をたくさん行っていました。心の居場所サポーター、洛友中学校の洛友パル、別の場所ではふれあいアシスタントなど、様々な名前をつけて、心理学、教育、教職を専攻している学生

さんや、その大学院生をメインに学生ボランティアが、抱えている課題がそれほど難しくない子の相談相手や学習補助として活動を進めているというのを聞きました。沖縄県では、学生のボランティアが学校に入っているケースはございますか。

○義務教育課長：教育相談として、学生が学校に入ることはありませんが、学習支援等に関しては、学生ボランティア等の活用している市町村は多くあります。

○比嘉委員：学生のボランティアを増やし、子どもに関わる大人が増えることは、問題行動や課題を未然に防ぐ効果があると思います。京都の事例で、沖縄で活用できるものがあれば役立てていただき、問題行動や課題の減少へ繋がる可能性を感じましたのでよろしくお願いします。

○県立学校教育課長：県立学校では、心理学の教授にスクールカウンセラーをお願いしていた７年前に、ある学校にその教授のゼミ生５人程度が授業の一環として、子ども達の話し相手というレベルから入り、カウンセリング業務について学んでいました。ボランティアではなくゼミでしたので、継続はしていないと聞いていますが、事例として情報は得ておりますので検討したいと思います。ありがとうございます。

報告事項６　教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「指定管理者の指定について（沖縄県立宮古青少年の家)」及び「指定管理者の指定について（沖縄県立石垣青少年の家)」に対する意見）について

【説明（生涯学習振興課長)】

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「指定管理者の指定について（沖縄県立宮古青少年の家)」及び「指定管理者の指定について（沖縄県立石垣青少年の家)」に対する意見）について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員：報告の青少年の家の指定管理者の指定に対する意見については、個人としての意見でありますが、指定管理者制度運用委員会の答申に基づき選定がなされたことから、それぞれの施設管理者としてふさわしい団体と思っております。議会の議決承認を待ちたいと思います。続けて今を生きる子ども達にとって、体験から得られる楽しさや充実感は、将来の豊かな人生の広がりにも欠かせない基盤とよくいわれます。先日、南部の同施設を視察し、子ども達が一緒に楽しく炊飯等を体験している様子からも納得しました。今後も当該青少年の家には、地域の児童生徒一人一人の知の体感、心を育む場としての役割をなお一層期待いたしております。所管課の御助言、支援も大事かと思っています。よろしくお願いします。

○生涯学習振興課長：ありがとうございます。

報告事項７　沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県生涯学習推進本部設置規程）について

【説明（生涯学習振興課長)】

沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県生涯学習推進本部設置規程）について資料に基づ

き、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員：本県における生涯学習推進にかかる教育委員会訓令の一部改正に伴い、県生涯学習推進本部を構成する県知事を本部長とする本部員等の職名を改める必要からの専決報告内容を確認しました。所管課により、昨年３月第四次沖縄県生涯学習推進計画が策定され、今回の推進体制の整備等共有化により、現下、本県における生涯学習社会の実現に向けた取組が、着実に推進されていることを評価しています。心より応援しています。

報告事項８　無形文化財「本場首里の織物」保持者の追加認定についての報告について

【説明（文化財課長）】

無形文化財「本場首里の織物」保持者の追加認定についての報告について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員：報告の「本場首里の織物」分野での保持者二人の追加認定は、現在の保持者が一名という状況などから、本人はもとより関係者にとって嬉しい知らせであると思います。承知のとおり、首里の織物は紋織ほか多彩な技法に特徴があるとされ、その種類の豊富さと磨かれた技術は他に類を見ないと伺っております。今回の認定保持者については長年にわたり「本場首里の織物」技法の継承研鑽に励み、その技法に精通するものとのことから深く敬意を表する次第でございます。今後益々のご研究、ご活躍を祈念します。

(6) 議案審議

議案第１号　学校職員の人事について（非公開）

(7) その他

特になし

(8) 閉会

半嶺教育長が閉会を宣言した。